

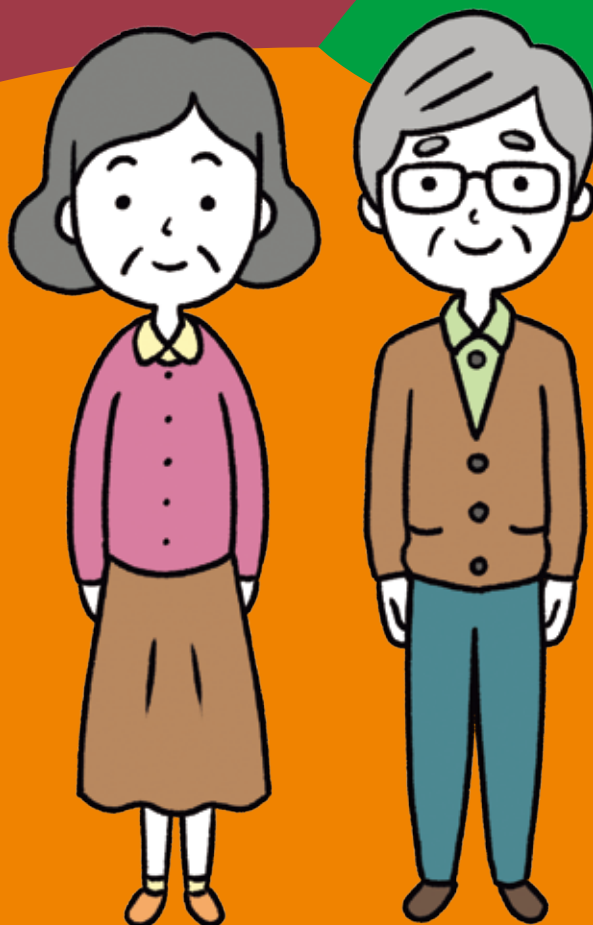


橙（だいたい）は、お正月飾りにも使われる
「代々（だいたい）＝何代も家が続いていく
＝子孫繁栄」の縁起物です。

とどける想い

～とちぎん遺言代用信託～

お父さん、
「とどける想い」なら
安心して長生き
できるわよ！



そろそろ
終活について
考えようかなあ……

相続発生時に、ご指定いただいたお受取人さまに
速やかにご資金をお支払いする商品です。

大切な家族へ、もしもの時にも“しっかり”とどけたいから。

子どもに遺す
お金は、自分が
配分を決めて
おきたいなあ…

相続の手続きは
大変らしいけど、
家族に迷惑を
かけたくないわ。

自分がもしもの時
妻が安心して
生活できるように
しておきたいなあ。

私の預金を葬儀費用に
あてて欲しかったが
相続が発生すると、すぐ
引き出せないんだって。



栃木銀行の
“とどける想い”は…

もしもの時、ご指定のお受取人さまに
速やかにご資金をお支払いいたします。

遺す

ご家族ごとに
遺し方を
選択

安心

信託銀行で
管理・保全
できる

便利

財産の
お引き渡しを
スムーズに

ご家族への資金の遺し方は、2種類の方法（組み合わせても可）があります。



葬儀費用や
当面必要な資金に
あててほしい…



家族の生活を長く
支援できるように…

一時金受取

ご家族がすぐにご資金を受け取れます。



こんな方におすすめ

- ご自身の葬儀費用やご家族の納税資金をあらかじめご準備されたい方
- ご自身の万が一に備え、ご家族の当面の生活資金をご用意されたい方

定時定額受取

ご家族が一定期間（最長10年）
定期的にご資金を受け取れます。



こんな方におすすめ

- 配偶者さまのための安定的な生活資金をご用意されたい方
- お子さまの将来を長く支えていきたい方

活用例 1

自分の葬儀費用は
用意しておきたい

一時金受取

ご家族がカンタンな手続きで
すぐご資金を受け取れます。

〔例〕相続発生後、配偶者さまが
一時金を受け取った場合



相続発生



活用例 2

配偶者の
生活資金を遺したい

定時定額受取

配偶者さまの安定した生活を
サポートします。

〔例〕相続発生後、配偶者さまが年2回ずつ
10年間で受け取った場合



相続発生



商品概要

とどける想い ～とちぎん遺言代用信託～

ご利用いただける方	個人のお客さま(未成年の方を除く)
お申込金額等	100万円以上3,000万円以下(1万円単位) ※お申込金(信託金)は、主に栃木銀行の定期預金で運用します。
信託設定日	お申込日の翌月の15日(金融機関の休業日の場合は当該日の前営業日となります。)
信託期間満了日	信託設定日からお客さまがご指定した期間(5～30年の期間から1年単位で指定)後に最初に到来する計算期日※ ※計算期日は、毎年11月10日となります。
信託期間	原則として、信託設定日(信託契約日)から信託期間満了日までとなります。

活用例3

配偶者と同居する子どもに手厚くお金を遺したい

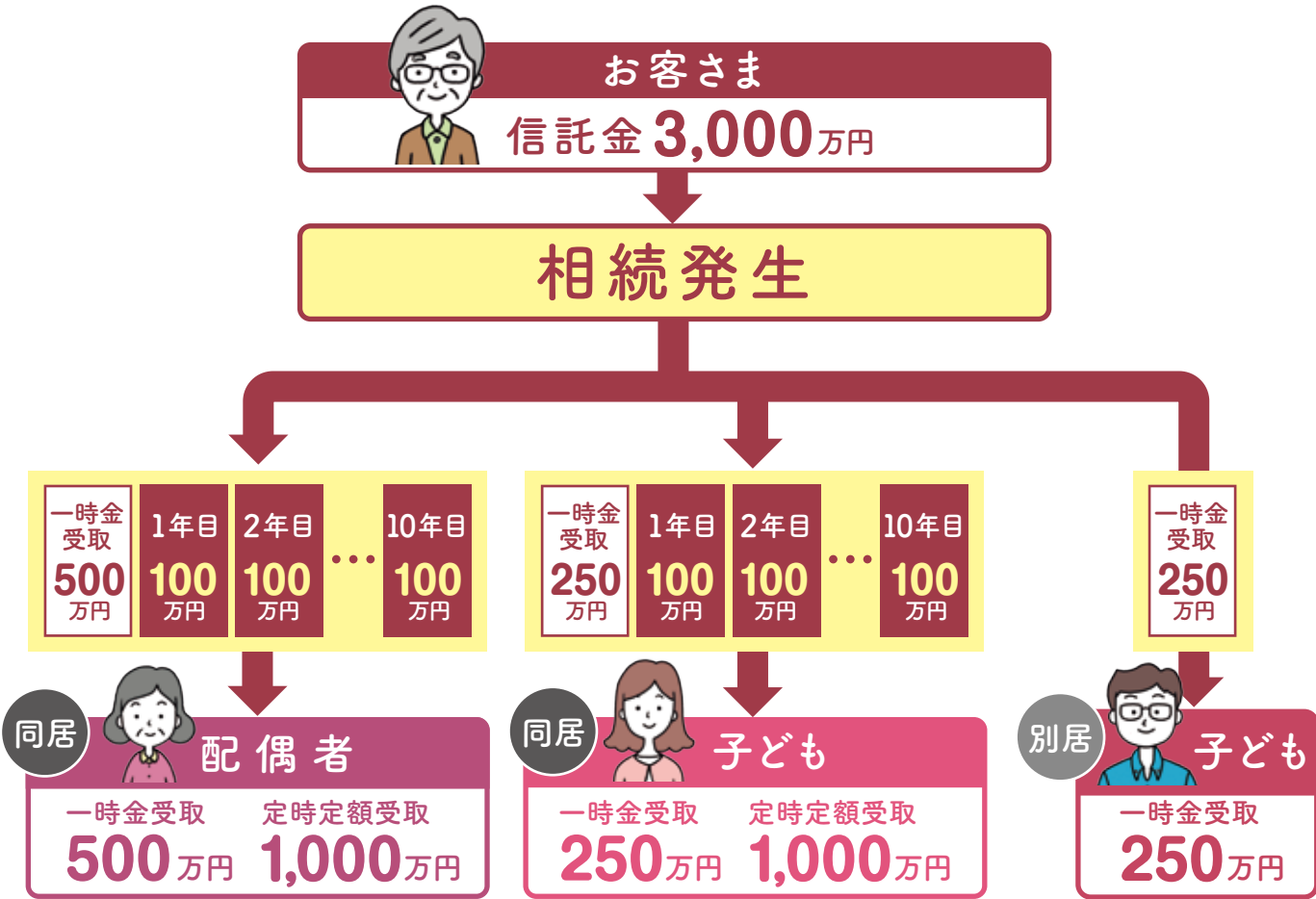
活用例1
一時金受取



活用例2
定時定額受取

ご家族ごとに受取割合を設定することで
お客さまの想いを遺せます。

〔例〕相続発生後、配偶者さまと同居のお子さまは一時金の受取に加え年1回ずつ10年間で受け取り、別居のお子さまが一時金を受け取った場合



追加信託	お申込金額の上限額(3,000万円)の範囲内で、お客さまによる追加信託が可能です。 (1万円単位で指定。受取人(第二受益者)は追加信託できません。)
お受取人 (第二受益者)	相続人となられる方(推定相続人)の中から、最大4名さままでご指定いただけます。
お受取方法	「一時金受取」「定時定額受取※」の2つのプランの中から、ご家族お一人さまごとの受取方法や受取割合をご指定いただけます。2つのプランの組合せが可能です。 ※年1回または年2回、1～10年以内で選択できます。
受託者	みずほ信託銀行株式会社 〒100-8241 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
販売会社	株式会社栃木銀行 〒320-0861 栃木県宇都宮市西2-1-18 ■登録金融機関/関東財務局長(登金)第57号 ■加入協会/日本証券業協会

お手続きの流れ

お申込時

ご意向の確認
商品説明書の交付・
商品内容の説明

栃木銀行の担当者が、お客さまの運用商品に対するお考えを確認した後、商品説明書にて、本商品の仕組み・内容等をご説明いたします。
その際、お客さまのご家族・保有財産の状況・遺言の有無等についてお伺いいたします。
※本商品は、遺言や遺産分割協議によらず、信託財産をご家族に交付いたしますので、他の相続人さまの権利（遺留分）侵害が発生することがないか等をご確認させていただくものです。

お申込の受付
信託設定

栃木銀行は販売会社として、お客さまからのお申込を受付し、受託者であるみずほ信託銀行に送付します。
みずほ信託銀行でお申込内容を確認させていただいた後、お客さまに金銭を信託させていただきます。
※本商品はみずほ信託銀行とのお契約となるため、みずほ信託銀行がお申込内容を確認した結果、契約をお引き受けできない場合もございます。あらかじめご了承ください。

ご契約の明細
の送付

お客さまとご家族（受取人）に本商品のご契約の明細を郵送いたします。
※ご契約の明細は各種のお手続きに必要な情報が記載された書面です。新しい内容のものが交付されるまで大切に保管するとともに、各種のお手続きの際は栃木銀行へご持参ください。

相続発生時

相続発生のお届出

お客さまに相続が発生した場合、ご家族（受取人）が栃木銀行へご連絡ください。
みずほ信託銀行への連絡は栃木銀行を通じて行います。

受益権の承継に関する

ご意向の確認
個人番号の提供

ご家族（受取人）の資産の受取に関する意向を確認させていただくため、「相続手続きに関するご案内」を受取人としてご指定されたご家族あてに郵送いたします。ご家族（受取人）はお客さまがお亡くなりになったことを証明する書類、下記回答書および本人確認資料をみずほ信託銀行までご返送ください（詳しくは、ご家族（受取人）に別途お送りするご案内をご確認ください）。お客さまがお亡くなりになったことを証明する書類と、ご家族（受取人）が受益権をご承継される意向をみずほ信託銀行で確認した後、信託財産の支払手続に入ります。なお、受益権を放棄されたご家族（受取人）は受益権を取得せず、放棄した受益権は通常の相続財産として取り扱われます。

※信託財産のお支払いには、個人番号（マイナンバー）にかかる書類も必要となります。
※受益権のお受取に際して必要となる書類は、下記のとおりです。

「合同運用指定金銭信託（遺言代用型）」
受益権に関する回答書

お客さまの死亡確認資料
（医師の死亡診断書、除籍謄本、住民票除票等）

受取人の本人確認資料 + 受取人の銀行お届印

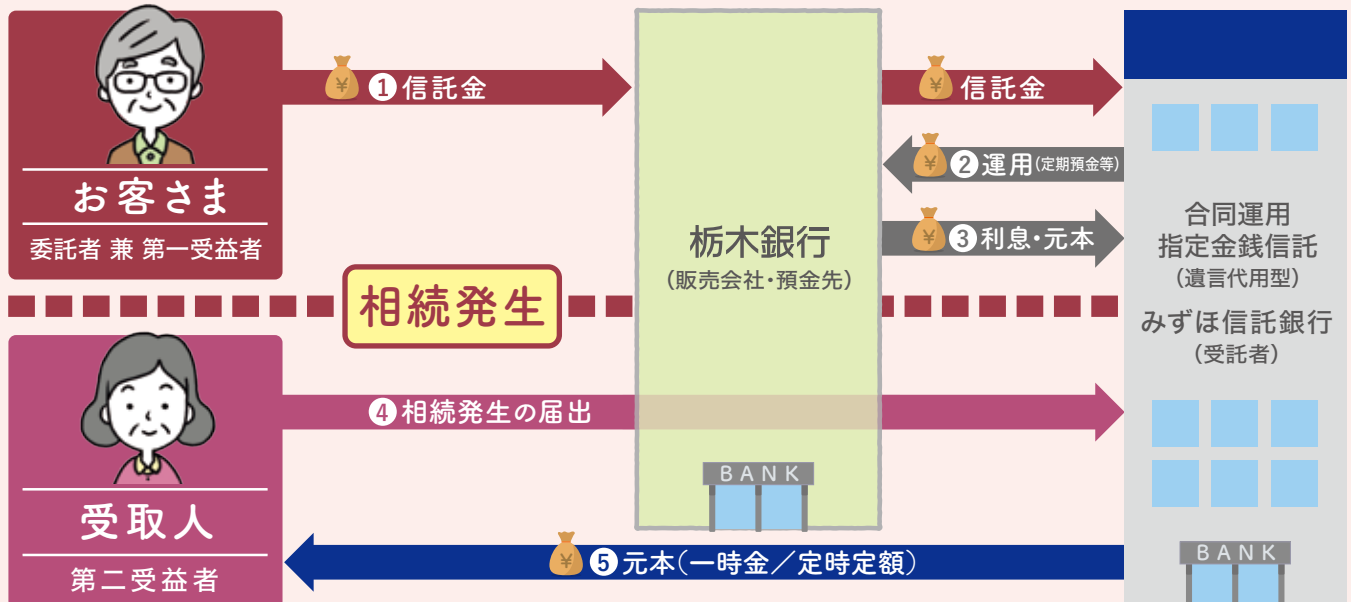
受取人の本人確認資料 + 受取人のご印鑑（認印可）

受取人の印鑑証明書 + 受取人の印鑑証明のご印鑑

信託財産の
お支払い

お客さまがあらかじめご指定された受取方法（一時金受取、定時定額受取）にしたがって、ご家族（受取人）に信託財産をお支払いいたします。

仕組み



本商品の購入にあたりお客さまにご負担いただく費用について

直接的にご負担いただく費用

申込手数料

お申込金額の2.2%(税込)とします。なお、申込手数料は信託金の引落時に信託金と一緒にお支払いいただきます。追加信託時には、追加信託お申込時の金額の2.2%(税込)を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒にお支払いいただきます。本商品の解約が発生した場合においても、申込手数料の返却はいたしません。

解約手数料

解約手数料はかかりません。

間接的にご負担いただく費用

信託報酬

信託報酬は、原則として計算期日(毎年11月10日)に合同運用財産の中からいただきます。信託報酬は下記の計算式に基づき算出されます。

信託報酬

=

計算期間中の
信託元本平均残高

×

信託報酬率
0.10%

×

計算期間中の
日数

÷

365
(円未満切捨)

ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益(信託財産の運用収益等から費用等を控除した額)を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値(円未満切捨)を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。

その他信託財産 にかかる費用

信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、合同運用財産の中から支払う場合があります。当該費用等は発生時まで確定しないため表示できません。

税金について

- 受益者の収益金に関しては、20.315%*(国税15.315%、地方税5%)の税金が分配時に源泉徴収されます(本商品は、マル優制度の取り扱いはありません)。
※課税上の取り扱いは、本書作成日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。
- 受取人(第二受益者)が受け取る信託財産は、相続税の課税対象資産となります。税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

本商品のリスクについて 本商品が元本割れとなる原因になり得る主なリスク要因は以下のとおりです。

信用リスク

運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元利金の支払が行われないことにより、配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。

金利変動リスク

市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じるおそれがあります。

流動性リスク

一時期に想定を超える大量の中途解約や相続発生による一時金の支払が発生するなど、支払準備のための資金が不足した場合、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。

重要事項 本商品のご購入にあたりお客様にご注意いただく点

- 本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、中途解約のお申し出があった場合は、解約(一部解約を含みます)に応じることがあります。
- 信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。
- 本商品のお申込は、原則として取消することができません。また、お申込に関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。
- 説明書は栃木銀行本支店の窓口にご用意しております。

【本商品の留意事項について】本商品の留意事項については、商品説明書「留意事項について」をよくお読みください。

復興特別所得税に
関するお知らせ

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税として所得税額×2.1%が課税されます。

販売会社の概要

- 商号等/株式会社栃木銀行
- 登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号
- 加入協会/日本証券業協会

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置(下記機関を利用)

- 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号/0570-017109 または 03-5252-3772
- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号/0120-64-5005
- 受付日(共通)/平日(月～金)[銀行休業日を除く] ■受付時間(共通)/9:00～17:00

とちぎん
ホームページへ



お問い合わせはお近くの栃木銀行窓口・
ホームページ または フリーダイヤルへ

0120-630-521

とちぎん

検索

受付時間/平日(月～金)9:00～17:00[銀行休業日を除く]

P1018 令和6年1月1日現在
遺代-0517-2-002